

宗像市小中一貫コミュニティ・スクール基本方針

宗像市教育委員会

Ⅰ はじめに

本市では平成１８年度から小中一貫教育を開始し、９年間での一貫したカリキュラムに基づく教育を進めてきた。小中一貫教育を始めた背景の一つは、平成１７年度の児童生徒実態調査から学年が上がるにつれて学習意欲が低下していることや不登校児童生徒が増加傾向になること、また小学校から中学校への入学に際し、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、いわゆる「中１ギャップ」が社会的な課題とされたことがあった。そこで、第Ⅰ期は「つなぐ」「そろえる」をキーワードに小中一貫教育に取り組んだ。具体的には、学園（本市では、各中学校区内の小学校及び中学校を１つの「学園」とする。）の方針を定める校務会議等を小中合同で実施したり、学習規律や学び方等を小中学校間でそろえ、学びの一貫性を持たせたりする等、９年間の連続する子供の育ちに着眼して組織や教育活動の見直し、充実を図った。その結果、学習規律の定着や学習態度、学力の向上が図られるとともに、「中１ギャップ」の解消に一定の成果を上げた。

平成２７年度からの第Ⅱ期小中一貫教育では、第Ⅰ期の成果の上に立った学園ごとの小中一貫教育の特色化や学校・家庭・地域が連携した取組の充実により、小中一貫教育の推進を図り、第Ⅱ期の学校教育目標「自立しかかわりを深める子ども」の育成を目指して取り組んだ。具体的に言うと、第Ⅰ期に引き続き、小中学校間のつながりを深めるとともに、世界遺産を核とした宗像市や各地域の様々な資源を教材として扱うふるさと学習を位置付けたカリキュラムを工夫した。また、社会の中で生きて働く力を身につけた将来の地域社会の担い手の育成を目指して、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携して取組の充実を図ってきた。その結果として、各学園の小中一貫教育の特色化や子供たちの「地域への愛着や関心の高まり」が見られる等の成果を上げた。

このように、本市では、平成１８年度から全ての学園で小中一貫教育を推進した成果を以下のように整理する。

	主に取り組んだ内容	主な成果
第Ⅰ期	○学習規律・学習態度・学力の定着 ○各中学校区における指導方法の統一 ○小中一貫教育推進に向けた組織体制の確立	○中学１年生の不登校生徒数の減少 ○小学校から中学校にかけての学力の向上
第Ⅱ期	○学校・家庭・地域の連携による小中一貫教育の充実 ○学園ごとの小中一貫教育の特色化	○地域への愛着や関心の高まり ○自己肯定感の高まり

2 宗像市の小中一貫教育の充実とコミュニティ・スクールの推進

急激な社会の変化に伴い、学校と家庭・地域を取り巻く課題は、より複雑化、多様化してくる。そのため、これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、教育課程を工夫し、教育活動を展開していくことが求められる。また、保護者や地域住民とお互いの情報や課題を共有し、日々の教育活動を進めていく必要がある。

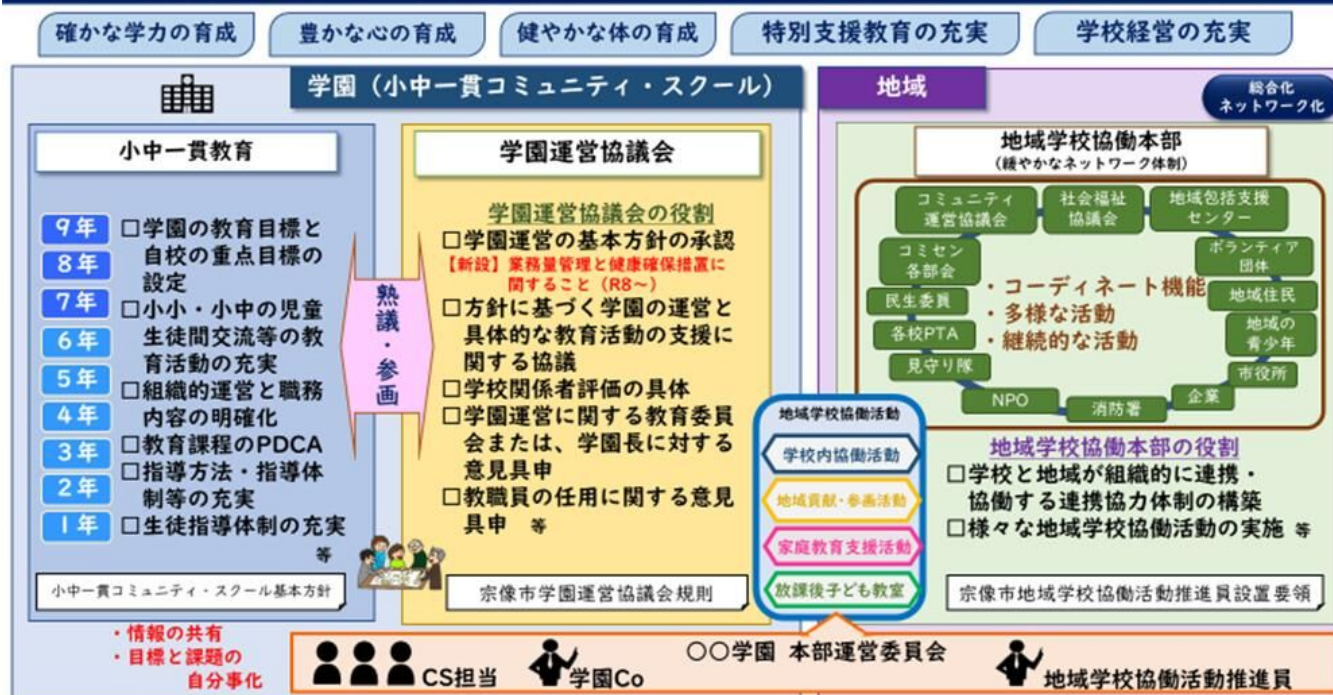
本市においては、教職員や保護者、地域住民が当事者意識をもって地域の子供の教育に関わり、社会の担い手、未来の創り手となる子供を育てていくことを目指して令和4年度からすべての市立学校・義務教育学校にコミュニティ・スクールを導入した。これまでの第Ⅰ期、第Ⅱ期小中一貫教育を踏まえて、「小中一貫コミュニティ・スクール」として、学園・家庭・地域が一体となって取組のさらなる充実を目指す。

小中一貫教育の充実	コミュニティ・スクールの推進
義務教育9年間の目標の設定と一貫したカリキュラムに基づき、小中一貫教育を進めてきた。今後はこれまで積み重ねてきた組織的運営や、指導方法、指導体制等を踏まえ、学園一体となった取組を推進し、小中一貫教育をさらに充実させていく。	コミュニティ・スクール（保護者・地域住民等で構成する「学校運営協議会」を設置した学校）を導入し、学園の目標を学園運営協議会の場で共有する。多くの地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成した地域学校協働本部の体制を整備し、地域学校協働活動に取り組み、学園と地域、家庭が協働し、総がかりで子供の学びを支えていく。



「小中一貫コミュニティ・スクール」へ移行

小中一貫教育を踏まえた学園運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進（概要版）



3 宗像市小中一貫コミュニティ・スクールの目標

小中一貫教育を推進する学園・家庭・地域が、学園の運営方針やめざす子供像を共有し、目標達成に向けてそれぞれが役割を考え、果たすことで健やかな成長を図るとともに、学園・家庭・地域が総がかりで地域の担い手・未来の創り手である子供の育成に取り組む。

4 宗像市小中一貫コミュニティ・スクールの歩み

(1) 令和元年度より中央学園と日の里学園を先行実施校として、宗像市小中一貫コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の調査研究を行った。調査研究を受け、宗像市学校運営協議会規則の一部を改正し、宗像市学園運営協議会規則とし、学園での取組を重視した。

※ 宗像市小中一貫コミュニティ・スクールにおいても、本市では、各中学校区内の小学校及び中学校を1つの「学園」とする。

※ 宗像市小中一貫コミュニティ・スクールにおいて、本市では、通称で中学1年生を7年生、中学2年生を8年生、中学3年生を9年生と呼ぶ。

(2) 令和4年度からは市立学校全校でコミュニティ・スクールを導入し、令和8年度までにすべての学園で調査研究を行う。

(3) 調査研究を行う学校については、研究指定・委嘱の前年度を原則として「準備校」とし、研究指定・委嘱期間を「調査研究校」という名称のもと実施する。研究指定・委嘱期間は原則2年間とし、最終年度に研究発表を行う。

なお、調査研究を終えた学校は「推進校」という名称のもと、継続して小中一貫コミュニティ・スクールを推進する。

(4) 令和9年度に、小中一貫コミュニティ・スクールの調査研究の総括を行う。

5 宗像市小中一貫コミュニティ・スクールにおける教育活動

(1) 学園の教育目標と自校の重点目標の設定

① 実施する事項

○ 学園の児童生徒の実態や地域、保護者の思いや願いに基づく学園の教育目標等を学園運営協議会で協議の上設定し、学園の運営方針を作成すること。

※ 学園の教育目標は、地域住民や保護者にもわかりやすい言葉で簡潔に示す。

○ 学校の実態等に即し、学校として育成を目指す資質・能力（重点目標に対応した）を明確にすること。

○ 学園の教育目標を踏まえた自校の重点目標と研究主題や学力向上の目標と関連させること。

（２）組織的運営の充実

学園の教育目標達成に向けた教育活動を推進するための組織を編成し、教職員が組織の一員として小中一貫コミュニティ・スクールを推進する。

① 実施する事項

- 学園の中学校長を学園長（愛称）とすること。
- 事務局の組織は、学園の教育活動に応じて弾力的にすること。
- 教頭部会、主幹教諭部会、研究主任部会等の職務内容を明確にし、学園運営の充実を図ること。
- 学園の教育目標や教育活動等に関する協議・決定の場として、学園企画会議（名称自由）を位置付けること。
- 校長部会、教頭部会、主幹（教務）部会、校内研修担当者部会、コミュニティ・スクール担当者部会、生徒指導担当者部会、特別支援教育担当者部会、連絡担当者部会（兼務教員会）、教科等部会等を組織し、学園運営の充実に資すること。
- 校長部会は、学園の教育活動を管理するとともに、学園運営に必要な分掌等の仕組みを整えること。
- 教頭部会は、学園における諸会議、研究や研修の企画や立案を行うとともに、各担当部会へ指示するとともに、その遂行を管理すること。
- 主幹（教務）部会は、学園における様々な活動や取組の担当者への指導助言を行うとともに、その実施について適切に指示すること。
- 合同推進組織が効果的・効率的に PDCA のマネジメントができるよう、校内組織（校務分掌等）との関連を図ること。

（３）教育課程の適正な編成・実施・評価

学園の教育目標の達成に向けた教育課程を編成し、教職員が９年間の見通しに基づいた教育課程の実施・評価を行う。

① 実施する事項

- 学園の教育指導計画書を基に、教育活動を実施・評価・改善すること。
- 各校において年・月・週の指導計画を関連付け、実施するとともに、企画委員会（運営委員会）や学年主任研修会等の組織で、評価・改善を行い、PDCA サイクルで教育活動の充実を図ること。
- 各教科等においてこれまで積み上げてきた小・中学校段階を一貫させた教育課程の編成・実施・評価と指導の充実を図ること。

- 学園の教育目標の達成に向けて編成した教育課程を積極的に学園運営協議会に公開して理解を求めるとともに、実現に向けて協力を得ること。
- 地域の課題や未来像について考える「ふるさと教育」（生活科・総合的な学習の時間等）を学園・家庭・地域で編成・実施・評価・改善すること。
 （例）・世界遺産を核としたふるさと学習（ふるさと宗像 Book を活用して必ず実施）
 - ・食育を核としたふるさと学習 ・地域活性を核としたふるさと学習
 - ・防災を核としたふるさと学習 ・環境を核としたふるさと学習
- 小小交流活動や小中交流活動を教育課程に位置づけ、学園全体で実施・評価すること。

② 選択して実施する事項

- 学園内で重点を決め、9 年間の系統性を明確にした教育活動を意図的・計画的に行う。
 （例）・特別支援教育 ・外国語教育 ・生徒指導（いじめ・不登校対策を含む）
 - ・キャリア教育 ・人権同和教育 ・ICT を活用した教育
 - ・主権者に関する教育 ・伝統や文化に関する教育
 - ・郷土や地域に関する教育 ・食に関する教育 等
- 学園の実態分析を行い、教科及び教科等の 9 年間の系統性を明確にした教育課程の編成・実施・評価・改善を行うこと。
- 多様な関係機関と連携を図ること。
 （例）・保育所・幼稚園・こども園との連携

保育所や幼稚園、こども園と小学校の教職員が、相互の教育活動を知り、保・幼・こども園・小学校の接続を滑らかにすること（スタートカリキュラム等の作成及び活用）

 - ・福岡教育大学等との連携

小・中学校段階に渡って教育的効果が期待できる連携事業（共同研究プログラムや学生支援ボランティア等）を積極的に活用すること。

（４）研修や会議等の効果的推進

学園全体で会議・研修を企画・実施することで、教職員の学園所属意識を高め、学園の課題に対する教職員の認識を整えるとともに、課題解決に向けた意識を共有する。

① 実施する事項

- 研究主題の設定に際して、学園の教育目標及び自校の重点目標と関連させること。
- 校内研修において、学園の教育目標及び自校の重点目標の達成に向けて、指導内容や指導方法等についての共通理解を図るとともに、小・中学校間や小・小間で授業を参観し合うこと。
- 主題研修においては、学園の目標達成に向けて、教職員が日常的に実施できる指導方法、全ての児童生徒に確実に浸透・徹底できる学習方法を究明することとし、教職員が当事者となる研究を行うこと。
- 学園合同の教科等部会を実施し、児童生徒の実態に応じた教育活動が展開されるようにすること。
- 教職員が一堂に会し、互いを知り合う機会（例：合同職員会議・合同研修会等）を意図的に設定すること。

② 選択して実施する事項

- 学園の実態を踏まえ、学園で取り組む内容については、重点を定め合同研修会を行う。
(例)・特別支援教育 ・外国語教育 ・生徒指導
 ・キャリア教育 ・人権同和教育 ・ICT を活用した教育
 ・主権者に関する教育 ・伝統や文化に関する教育
 ・強度や地域に関する教育 ・食に関する教育 等
- 学園合同の職員会議や校務分掌会議を効果的・効率的に開催すること
- 学園小学校合同の学年会議を開催すること。
- 学園内の指導方法・学び方等について、小中一貫教育（縦のつながり）を意識した研修の場を設定すること。

(5) 指導方法・指導体制・評価方法等の教育指導の充実

9年間の系統性を明確にした教育課程のもと、前期・中期・後期を緩やかにつなぐ教育の実現を目指し、指導体制や指導方法を工夫改善する。

① 実施する事項

- 中期（5・6年生）においては、教科担任制による授業を行うこと。
- 教科担任制で授業を行う教科数等は、学校の規模に応じて決定すること。
- 単元や題材の目標を達成したり、地域の「人・もの・こと」から児童生徒が主体的

に学びを進めたりするために、地域学校協働活動と連携・協働すること。

- 学園コーディネーター（配置校のみ）やコミュニティ・スクール担当者が、地域学校協働活動推進員と連携・協働し、学園運営協議会で共有した目標を達成する教育活動を行うこと。

② 選択して実施する事項

- 主に中期段階の授業に関わる兼務教員を配置すること。
- 兼務教員は、児童生徒の日常的な授業や学校生活における指導や支援を行うこと。
- 兼務教員は、小中間及び小小間の取組の違いによる児童生徒の心的不安の解消を主たる目的として教育活動を行うこと。
- 学園または各校の課題となるデータを根拠として、教科や重点单元などに焦点を当て、兼務教員を派遣する等、効果的・効率的な運営を図ること。

（６）生徒指導上の課題への適切な対応

① 実施する事項

- 学園内に生徒指導委員会を組織し、問題行動やいじめ・不登校、情報モラル等生徒指導上の諸問題の解決に向け、定期的な情報交換を行うとともに、その防止に向けた合同研修会の企画・運営を行うこと。
- 上記の諸問題の解決にあたっては、組織的対応に向けて体制の充実を図るとともに、子ども家庭相談室、教育サポート室「エール」や子どもの自立サポートセンター「ホープ」、「玄海の家」Chot GKI、警察、地域コミュニティ等の関係機関との連携を密にし、主体的に情報交換を行うこと。

（７）学園運営協議会の設置と運営（宗像市学園運営協議会規則を参照）

本市では令和４年度より学園・家庭・地域が子供を育ていく仕組みとして、コミュニティ・スクール（学園運営協議会制度）を導入している。コミュニティ・スクールの推進にあたっては、地域学校協働活動につなげていくことを目指す。

① 実施する事項

- 学園ごとに学園運営協議会を設置すること。
- 学校長は以下の事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営及び学園運営を行うこと。
 - ・教育目標及び経営計画に関すること

- ・業務量管理・健康確保措置に関すること
 - ・教育課程の編成に関すること
 - ・組織編成に関すること
 - ・その他教育委員会が必要と認める事項に関すること
- 学園運営協議会では、「熟議」の場を設定し、学園のめざす子供の姿や学園運営について協議し、目標を共有し、学園・家庭・地域がそれぞれの役割やできることを考え、当事者意識をもち、具体的な取組につなげることを。
- 学園運営協議会では、毎年度１回以上、学校及び学園の運営状況等について評価を実施すること。また、その評価を基に PDCA サイクルで学園運営を行うこと。
- 学園の課題や地域の課題の解決に向け、学園・家庭・地域が当事者意識をもって協議を進めること。
- 学園運営協議会は学園及び学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう協議の結果等の情報を積極的に提供すること。
- 学園・家庭・地域と共通の目標に向かって、協働の取組を効果的に進めるために、教職員の役割分担と校内体制づくり、学校内の企画・調整機能、事務体制の整備に努め、地域と共にある学校運営を行うこと。
- 学園運営協議会の委員は 20 人以内とし、学園及び学校の課題を解決する上で必要とする人材を選ぶこと。
- ・保護者　・地域住民　・地域学校協働活動推進員
 - ・対象学校の運営に資する活動を行う者　・対象学校の校長
 - ・対象学校の教職員　・学識経験者　・関係行政機関の職員　等
- ※地域住民の選定についての例
- (例)・課題が防災の場合は、地域の防災に関わる人材
- ・課題が表現力の場合は、表現力に関する専門性を有した人材
 - ・課題が探究的な学びの場合は、探究的な学びの要素に応じた人材

② 必要に応じて実施する事項

- 教職員の任用に関して、学園の特色を発揮するために、意見を求めること
- (例)・地域連携の核となる「社会教育主事」の資格を有する教職員の配置を要望
- ・若手教職員の人材育成のために、「学年主任ができるリーダー性をもった教職員」の配置を要望
 - ・「地域に根差したスポーツ」に関連する部活動の専門的指導ができる教職員

の配置を要望

- ・次年度は複数の学年で個別指導が必要な児童がいることから、学習支援員の複数配置を要望

- 学校の特色や実態に応じて、学園運営協議会の学校別分科会を行い、学校運営に関する意見を求めること。
- 学園運営協議会に児童生徒の代表が参加し、委員が児童生徒の意見を聞く機会を設けたり、児童生徒が実現したいことについて協議する機会を設けたりすること。
- 学園運営協議会の運営に活かすために、他学園の学園運営協議会の様子を参観すること。

(8) 地域学校協働活動の実施

地域学校協働活動とは、コミュニティ運営協議会、地域の高齢者、保護者、成人、学生、企業、団体などの幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行う様々な活動のことである。地域学校協働本部の3つの要素として、コーディネート機能（地域住民等や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整を担う役割）、多様な活動（より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施）、継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）を備えていることが重要となる。

① 実施する事項

- これまでの地域からの「支援」から学園と地域が「連携・協働」の関係で地域学校協働活動を生かして、学園と地域で子供の学びや成長を支えること。
- 地域学校協働活動推進員と学園コーディネーター等（配置校のみ）、コミュニティ・スクール担当者が連絡を取り合い、地域学校協働活動の情報収集や連絡調整を行う、本部運営委員会（名称自由）を実施すること。その際、学園と地域が同じ目的・目標に向けて、対等の立場で協力して共に働くこと。（目的・目標の共有と協働活動）
- 学園運営協議会において、学園、地域、家庭が地域学校協働活動の目的・目標（P）を基に、活動の実施（D）、成果と課題の検証（C）、改善（A）について共有していくこと。また、学園運営協議会を軸として、PDCAサイクルを回していくことで、一体的推進を図ること。

② 選択して実施する事項

- 地域学校協働活動は、4つの取組から選択して実施すること。

- ・ 学校内協力活動（学習・環境・安全への協力活動）
- ・ 地域貢献・参画活動（地域のために取り組む活動・夏祭り・清掃活動・防災訓練等）
- ・ 放課後子供教室（寺子屋・アンビシャス広場・プレイパーク等）
- ・ 家庭教育支援活動（新家庭教育宣言・家庭教育学級・子育てサロン等）

＜参考＞地域学校協働活動推進員の設置(P210 宗像市地域学校協働活動推進員設置要領参照)

地域学校協働活動推進員とは、地域学校協働活動を推進するために地域と学校をつなぐコーディネーターのことである。学園側の窓口である学園コーディネーターと日常的に連絡を取り合い、学校と地域がパートナーとして地域学校協働活動に取り組むことを目指す。また、学園の実情を考慮の上、必要に応じて推進員の中から統括推進員を教育委員会が委嘱することもある。地域学校協働活動推進員は各地区に1人以上としている。

地域学校協働活動推進員の主な役割は地域学校協働活動の実施、地域の団体や人材のネットワーク化、地域への情報提供と活動促進である。

地域学校協働活動推進員の主な活動としては以下のとおりである。

- 地域学校協働活動における活動の企画立案及び運営に関する活動
- 学校関係者、地域ボランティアその他必要な協議体との連絡調整に関する活動
- 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- 地域及び学校における教育活動への支援、企画及び参加促進に関する活動
- その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

統括推進員の主な活動内容としては以下のとおりである。

- 当該学園の推進員のリーダー的存在として、各推進員間の連絡調整に関する活動
- 当該学園における推進員への適切な助言、指導及び事例紹介に関する活動
- 当該学園における地域住民の地域学校協働活動の理解の促進に関する活動
- 当該学園における推進員の育成並びに人材発掘及び確保に関する活動
- 当該学園における未実施地域において新たに取組を開始する際の助言及び先行事例の提供に関する活動
- その他統括推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

令和7年2月21日（金） 定例教育委員会にて報告
令和8年3月 一部改訂